

ガス小売経過措置料金規制に係る 経済産業大臣からの意見の求めに対する回答について

2026年3月23日

電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室

(趣旨)

本件は、ガス小売経過措置料金規制に係る供給区域の経済産業大臣による指定の解除に関して、令和8年3月2日付けの経済産業大臣からの意見の求め（資料5-1）があった事項への意見回答案について、御審議いただくもの。

1. 経緯

2017年4月のガス小売全面自由化後、ガス小売事業者の設定する料金は原則自由とされたが、事業者間の適正な競争関係が認められない等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定した供給区域等においては小売料金規制が存置されている（指定旧供給区域等の指定）。また、同指定は、前記の指定事由がなくなると認めるときは当該規制を解除することとされている。

2020年11月11日、旧一般ガスみなしガス小売事業者である東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除に際して、「他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項」について、経済産業大臣から当委員会に対して意見の求めがあった。これに対して、制度設計専門会合及び電力・ガス取引監視等委員会における審議を経て、2021年1月12日に、将来にわたって適正な競争環境を確保するために必要な取組について、これら3社から意思表示がなされていることが必要である旨の条件を付し、意見を回答したところ（参考資料5-1）。

これを受け、2021年3月10日の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において、同小委員会事務局から、同指定の解除に際して、競争上必要な取組について、当該3社により真摯に対応する旨の意思表示がなされたとの報告を行い、同小委員会の委員から指定の解除について異論は示されなかった。その後、同指定の解除に関し、2021年3月17日から同年4月15日までの30日間、行政手続法に基づく意見公募手続（パブリックコメント）が行われたが、提出意見はなかった（0件）。

しかし、その後、遅くとも2016年から2021年までの間、東邦瓦斯株式会社は、中部電力株式会社との間で、大口都市ガスの小売供給に係る営業活動の方針等について情報交換を行う等、受注に関する調整を行っていたとして、公正取引委員会の立入検査が行われた。

上記の経緯も踏まえ、2021年4月28日に開催された同小委員会において、改正法附則第22条第2項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小

39 売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について了承されたが、東邦瓦斯株式会社につ
40 いては、公正取引委員会による上記事案に係る調査結果等が明らかになった後に解除可否を
41 判断することとされた。(参考資料5-2)

42 2024年7月26日に、経済産業大臣は、上記事案に関して、東邦瓦斯株式会社に対し業務
43 改善命令を実施した。その後、当委員会において、同社の改善計画の実施状況についてフォ
44 ローアップを行うこととし、第13回制度設計・監視専門会合(2025年9月24日)におい
45 て、計3回のフォローアップが終了した。

46 これを受け、2025年10月31日の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次
47 世代電力・ガス基盤構築小委員会において、改めて、同社に係る競争状況を確認した上で、
48 経過措置料金規制の解除可否に係る議論を行うこととされた。(参考資料5-3)

49 その結果、2026年1月23日の第6回ガス事業環境整備ワーキンググループにおいて、パ
50 ブリックコメントの結果や当委員会への意見聴取の結果を踏まえて、解除の可否について総
51 合的に判断することとされた。(参考資料5-4)

52 なお、2026年1月23日から2月21日までの30日間、資源エネルギー庁が実施したパブ
53 リックコメントでは、エネルギーの安定供給を確保してほしい旨の1件の提出意見があった。
54 (参考資料5-5)

55

56 2. 経済産業大臣への意見回答について

57 1. の経緯に加えて、第13回制度設計・監視専門会合(2025年9月24日)では、東邦
58 瓦斯株式会社に係る計3回のフォローアップを終え、同社が改善計画に基づき、再発防止の
59 ための取組を着実に実施していると評価を行ったことを踏まえ、案(資料5-2)のとおり
60 回答したい。

61

62 3. 今後の委員会事務局の対応について

63 東邦瓦斯株式会社の指定が解除された後、3年間は、当該事業者の小売料金の水準につい
64 て特別な事後監視を実施¹する。

65 これに加えて、ガスの卸取引の状況、特にスタートアップ卸の実施状況等についてモニタ
66 リングを行い、必要な措置を検討していく。

67

以上

68

¹ 経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、都市ガス及び簡易ガスの利用率が50%を超える供給区域または供給地点については、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、小売料金の水準について、3年間の事後監視を行うこととされた(ガスシステム改革小委員会(第24回、第28回~第30回)にて整理)。

69 [参考条文]

70

71 ○ガス事業法 附則（平成二十七年六月二十四日法律第四十七号）

72

73 （旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

74 **第二十二条** みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧
75 一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみ
76 なしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、
77 ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八
78 条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給
79 区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済
80 産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げ
81 るもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保
82 障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

83 一 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給（第
84 五号新ガス事業法第二条第一項に規定する小売供給をいう。以下この項及び附則第二十八条第一項
85 において同じ。）を受けているもの

86 イ 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

87 ロ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第十七条第十二項の規定により届出がされて
88 いる選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

89 ハ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けている料金そ
90 の他の供給条件（附則第二十五条及び第二十六条第七項において「旧認可供給条件」という。）で
91 あって附則第二十五条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

92 二 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者から小売供給を受けているもの

93 **2** 経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるとき
94 は、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。

95

96 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項及び第二十八条第一項の経済産業大臣
97 の指定に係る処分基準等

98

99 **第一 改正法附則第二十二条第一項の経済産業大臣の指定**

100 改正法附則第二十二条第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準については、同項に指定の基準が
101 規定されているところであり、より具体的には次のような場合とする。ただし、改正法第五条の規定によ
102 る改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「旧ガス事業法」という。）第六条第二項第
103 三号の供給区域（以下この第一において「旧供給区域」という。）又は同号の供給地点（以下この第一に
104 において「旧供給地点」という。）に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が地方公共団体である場合及び
105 旧供給地点が同一棟内に独立して住宅等の用に供せられる部分が複数ある建築物（以下「集合住宅等」と
106 いう。）のみに係る場合にあつては、当該指定は行わないものとする。

107 （1） 旧供給区域に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場
108 合とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給区域に係る旧一般ガスみなしガ
109 ス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示し
110 たことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場
111 合には、当該指定を行うものとする。

112 ① 当該旧供給区域における直近の家庭用調定件数（旧ガス事業法第二条第十四項の規定により一般
113 ガス事業とみなされる簡易ガス事業（以下この第一において「みなし一般ガス事業」という。）に係
114 る家庭用調定件数を除く。）を、当該旧供給区域における直近の一般世帯数（当該旧供給区域に係る
115 旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社（子会社等
116 （会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）、親会社等
117 （同条第四号の二に規定する親会社等をいう。）その他これに準ずるもの及び親会社等その他これに
118 準ずるものの子会社等をいう。以下同じ。）から他の財（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が一
119 般ガス事業（みなし一般ガス事業を除く。以下この（1）において同じ。）として供給するガス以外
120 の財をいう。以下この（1）において同じ。）を購入していた一般世帯数（を除く。）で除して得た値
121 （以下この（1）において「都市ガス利用率」という。）が、百分の五十を超える場合。

122 ② 以下の評価式を満たす場合

123
$$A / 0.5 \times 1 / 2 > B / C$$

124
$$\bullet A = a + b$$

125 a：当該旧供給区域における小口需要（ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年
126 経済産業省令第十五号）による改正前のガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十
127 七号。以下「旧規則」という。）第三条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しない需要を
128 いう。以下この第一及び第三において同じ。）に係る直近三年間の新築物件のうち、当該旧一般
129 ガスみなしガス小売事業者によるガスの供給（一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下
130 この②において同じ。）を採用した新築物件の件数

131 b：当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧一
132 般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財
133 を購入していた者を除く。）が、直近3年間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者によるガス

134 の供給に切り替えた既築物件の件数

135 ・ $B = c + d$

136 c : 当該旧供給区域における小口需要に係る直近三年間の新築物件のうち、他の財の購入を採用し
137 た新築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売
138 事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

139 d : 当該旧供給区域における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事業
140 者によるガスの供給を受けていた者が、直近三年間に他の財に切り替えた既築物件の件数（当該
141 旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社が販売
142 する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）

143 ・ C : 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率

144

145 (2) 旧供給地点に係る経済産業大臣の指定に係る処分基準については、次のいずれにも該当する場合
146 とする。ただし、次の場合に該当しない場合であっても、当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガ
147 ス小売事業者が①の場合に該当させないことを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示し
148 たことにより①の場合に該当しない場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場
149 合には、当該指定を行うものとする。

150 ① 当該旧供給地点に係る旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群における直近の家庭用調定
151 件数を、当該供給地点群に係る直近の旧供給地点の数（当該旧供給地点に係る旧一般ガスみなしガ
152 ス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の財（当該旧一般ガスみ
153 なしガス小売事業者がみなし一般ガス事業として供給するガス以外の財をいう。以下この（2）に
154 において同じ。）を購入していた旧供給地点の数を除く。）から空き地及び空き家の数を控除して得た
155 値で除して得た値（以下この（2）において「旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア」とい
156 う。）が、百分の五十を超える場合。

157 ② 以下の評価式を満たす場合

158 $A / 0.5 \times 1 / 2 > B / C$

159 ・ $A = a + b$

160 a : 当該供給地点群における小口需要に係る直近三年間の新築物件のうち、旧一般ガスみなしガ
161 ス小売事業者によるガスの供給（みなし一般ガス事業として行うガスの供給に限る。以下この
162 ②において同じ。）を採用した新築物件の件数

163 b : 当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、他の財を購入していた者（当該旧
164 一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社から他の
165 財を購入していた者を除く。）が、直近三年間に当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による
166 ガスの供給に切り替えた既築物件の件数

167 ・ $B = c + d$

168 c : 当該供給地点群における小口需要に係る直近三年間の新築物件のうち、他の財の購入を採用
169 した新築物件の件数（当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小
170 売事業者の関係会社からの他の財の購入を採用した新築物件の件数を除く。）

- 171 d：当該供給地点群における小口需要に係る既築物件のうち、当該旧一般ガスみなしガス小売事
172 業者によるガスの供給を受けていた者が、直近三年間に他の財に切り替えた既築物件の件数
173 （当該旧一般ガスみなしガス小売事業者及び当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の関係会社
174 が販売する他の財に切り替えた既築物件の件数を除く。）
175 ・C：当該旧一般ガスみなしガス小売事業者のシェア
176

177 第三 改正法附則第二十二条第二項の経済産業大臣の指定の解除

178 改正法附則第二十二条第二項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が定められ
179 ているところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかの
180 場合に該当する場合であっても、当該指定旧供給区域等に係る旧一般ガスみなしガス小売事業者が
181 （1）の場合に該当させることを目的として、その従業員に営業活動の縮小等を指示したことにより
182 （1）の場合に該当する場合その他の適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、当該
183 解除を行わないものとする。

184
185 （1） 改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行日（平成二十九年四月一日）以後における他のガ
186 ス小売事業者との競争関係も踏まえ、第一（1）①若しくは②又は第一（2）①若しくは②のいずれ
187 かに該当しなくなった場合。ただし、第一（1）②又は第一（2）②に該当しなくなった原因が他の
188 ガス小売事業者によるガスの供給を採用した新築物件の件数又は他のガス小売事業者によるガスの供
189 給に切り替えた既築物件の件数である場合にあっては、①当該他のガス小売業者に十分な供給余力
190 があること及び②当該指定旧供給区域等の小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が百
191 分の五十以上であること。

192
193 （2） 以下の評価式を満たす場合であって、他のガス小売業者に十分な供給余力があること。

194 $A/B \geq 0.1$

- 195 ・ A：直近一年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る他のガス小売事業者によるガス販
196 売量
197 ・ B：直近一年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る総ガス販売量
198

199 （3） ①当該指定旧供給区域等における直近三年間の小口需要（旧一般ガスみなしガス小売事業者に
200 よるガスの供給を採用するものに限る。以下この（3）において同じ。）に係る小売料金の平均単価
201 が連続して下落していること及び②当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金
202 その他の供給条件でガスの供給を受ける小口需要の直近の件数が当該指定旧供給区域等において指定
203 旧供給区域等小売供給約款に基づいてガスの供給を受ける小口需要の直近の件数と同等以上であるこ
204 と。
205

206 資料5-1

207

208

経済産業省

209

210

20260224資第13号

211

令和8年3月2日

212

213 電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

214

215

経済産業大臣

216

217

218 旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指

219

定旧供給区域等の指定の解除について

220

221

222 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第36条第1

223

項第5号の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社に係る同法附則第22条第2項の指定旧供給

224

区域等の指定の解除について、貴委員会の意見を求めます。

225

226

227 資料5-2

228 経 済 産 業 省

229

230

2026●●●●電委第●号

231

令和8年●月●日

232

233 経済産業大臣 殿

234

235

電力・ガス取引監視等委員会委員長

236

237

238 旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指
239 定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

240

241

242 令和8年3月2日付け20260224資第13号により、貴職から当委員会に意見を
243 求められた、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第
244 22条第2項の規定に基づく標記の件については、指定を解除することに異存はありませ
245 ん。

246

247

以上

248

249

経済産業省

20201111電委第15号
令和3年1月12日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

令和2年11月11日付け20201105資第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第二十二条第二項に規定する経済産業大臣の指定の解除に関し、下記のとおり回答いたします。

記

卸取引所が開設されていないといったガスの卸取引市場の現状や、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域における他のガス小売事業者の実情を踏まえると、これらの区域における他のガス小売事業者に必要な供給余力が確保されていると判断するためには、将来にわたり、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境が整備されていることが必要である。

また、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域については、他燃料との競合のみでは指定解除要件を満たしておらず、当該区域の都市ガス利用率が50%を超えている状況を踏まえると、将来にわたって適正な競争関係が確保されるためには、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が整備されていることが必要である。

したがって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該区域の旧

一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表示がなされている必要がある。

- (1) 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- (2) 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- (3) 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」となされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

以上

(参考) 解除基準の充足状況

第34回電力・ガス基本政策小委員会(2021年4月28日)資料4より抜粋・一部追記

参考資料 5 - 2

- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ、消費者を含めた関係者から広く意見を聴取する観点からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないかどうかを判断することとしている。
- 東京ガス、大阪ガスについては、パブリックコメントを実施した結果消費者を含めた関係者から意見が提出されなかったことを踏まえれば、**解除基準** (※) **を満たした**と考えられることから、改正法附則第22条第2項の規定に基づき指定を解除することとしてはどうか。

(※) 「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二條第一項及び第二十八條第一項の經濟産業大臣の指定に係る処分基準等」第三(1)及び(2)

- 東邦ガスについては、ガスの取引条件に関して公正取引委員会の立入検査が行われ、現在調査が進められているところであるため、**調査結果等が明らかになった後に解除可否について判断することとしてはどうか。**

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (64.6%)	× (62.4%)	× (56.2%)
②直近3年間のフロー競争状況	○	○	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ (11.9%)	○ (13.2%)	○ (10.8%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数 ≤ 自由料金件数	×	×	×
備考	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。 ✓ 適正な競争関係が確保されていると認められない事由はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。

(参考) 大手3者からの意思表示 (東京ガス)

(コミットメントについて)

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託いたします。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続いたします。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行います。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組みます。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応いたします。

注) この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでをコミットするものではありません。

(コミットメントを行うことを踏まえた弊社の対応)

- 弊社は、ガスシステム改革で掲げられた目的を達成するためには、異分野からの新規参入者を含めたガス小売事業者間において、多様なサービスの内容を競い合う環境が必要であると認識しております。
- これまでのガス大手3者の小売経過措置料金規制に関する議論を真摯に受け止め、新規参入者から、ガス製造に係る業務委託や、スタートアップ卸を含むガス卸供給の依頼があった場合には、本コミットメントを行うことを踏まえ、誠実に対応してまいります。

(参考) 大手3者からの意思表示 (大阪ガス)

(コミットメントについて)

当社は、ガス小売経過措置料金規制の解除にあたり、以下の事項を表明いたします。

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注) この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを表明するものではありません。

(コミットメント実施にあたっての対応)

- ガス小売経過措置料金規制の解除にあたっては、将来にわたり、他のガス小売事業者が十分な供給力を確保できる、また、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が必要と理解しております。
- この実現のため、他の事業者からのガス製造に係る業務の委託・ガスの卸供給の求めがあった場合は、速やかに、かつ、誠実に対応を行います。

(参考) 大手3者からの意思表示 (東邦ガス)

(コミットメントについて)

- 他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- 他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- 「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

注) この記載にある「設備余力がないなどの理由」「供給余力がないなどの理由」とは、それぞれ、「設備余力がない」「供給余力がない」に準ずる客観的かつ合理的な事由を指しています。なお、コストを下回るなど経済合理的でない価格水準での他の事業者の依頼に応じることまでを意思表示するものではありません。

(実施に向けた弊社の対応)

- 上記内容が、審議会等の場において、将来にわたる新規参入者の十分な供給余力の確保と適正な競争環境の確保の観点から必要な取り組みであるとされたことについて、弊社としても大変重く受け止めており、記載内容に賛同するとともに、真摯に対応していく旨の意思表示をいたします。
- なお、今後の対応に際しましては、これまで以上に事業者ごとの要望を丁寧に理解し、条件等を合理的に判断した上で、誠実な交渉に取り組んでまいります。

- 東邦ガスについては、当該事案が発覚したことにより、第34回電力・ガス基本政策小委員会（2021年4月28日）において、公正取引委員会による調査結果等が明らかになった後に経過措置料金規制の解除可否について判断することとされ、2021年当時は解除を見送られた経緯がある。
- 今般、当該事案のフォローアップが終了したため、改めて、同社に係る競争状況を確認した上で、経過措置料金規制の解除可否に係る議論を行うこととしたい。
- なお、当時、電力・ガス基本政策小委員会において議論を行っていた事項ではあるが、その後、システム改革の進捗なども踏まえ、ガスシステム改革の検証は新たに立ち上げた「ガス事業環境整備ワーキンググループ（ガスWG）」を中心に議論されることになるなど、審議会の体制も変わっている状況であり、以降の議論については、ガスWGにおいて行った上で、本小委員会に報告することとしてはどうか。

(参考) 東邦ガスの解除基準の充足状況

第6回ガス事業環境整備ワーキンググループ
(2026年1月23日) 資料4より抜粋・一部追記

参考資料5-4

- 東邦ガスの基準達成状況を整理すると下図のとおり。
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、以下①～④の解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、**「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断**することとしているところ、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないか判断することとしている。
- 本件についても、今後、**パブリックコメントの結果や監視等委への意見聴取の結果を踏まえて、解除して差し支えないかどうかを総合的に判断することとしてはどうか。**
- なお、仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は**特別な事後監視**を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

東邦ガスの状況まとめ

	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (50.6%)
②直近3年間のフロー競争状況	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ (17.7%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	×
備考	・ 他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の指定の解除に対する
意見公募の結果について

令和8年3月18日
経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和8年1月23日から令和8年2月21日にかけて、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の指定の解除」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

1. 実施方法

- (1) 公募期間 : 令和8年1月23日～令和8年2月21日
- (2) 告知方法 : 電子政府の総合窓口 (e-Gov) ホームページ
- (3) 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム、
郵送、電子メール

2. 意見公募の結果

- (1) 提出意見数 : 1件
- (2) 御意見の内容と御意見に対する考え方は別紙1のとおりです。

3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
住 所 : 〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話 : 03-3501-2963

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の指定の解除に対する意見公募の結果について

No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	<p>私は、本指定の解除案が、日本国民の生活基盤であるエネルギー供給の安定性と安全性に多大な影響を及ぼすものであると考え、日本人の健康、安全、および国益を永久に守る観点から、以下の通り厳格な対応を強く求めます。</p> <p>1. 燃料高騰時における「生活防衛」と価格監視体制の継続 「自由競争が確保されている」という判断の下で規制料金が廃止されることは、国際情勢の悪化や円安に伴う燃料価格の高騰分が、無制限に日本国民の家計に転嫁されるリスクを孕んでいます。 意見： 指定を解除するにあたっては、単なる販売会社数の比較だけでなく、燃料価格が急騰した際に国民の生命・健康を維持できる「セーフティネットとしての価格上限」や「厳格な監視体制」を維持してください。特に冬季の暖房利用などは生存権に直結するため、市場原理のみに委ねるべきではありません。</p> <p>2. エネルギーインフラの「外資支配」に対する厳格な防衛措置 ガス供給網は日本の国土に根差した重要インフラであり、その経営権が外国資本や不透明な背景を持つ資本に握られることは、安全保障上の重大な脅威です。 意見： 指定解除によって事業の自由度を高める一方で、事業者の資本構成に対する監視を強化してください。外資が日本のエネルギー基盤を実質的に支配し、利益の海外流出や有事の際の供給停止といった事態を招かないよう、外資規制の維持・強化を解除の絶対条件とすべきです。</p> <p>3. 災害大国における「安定供給義務」と復旧能力の維持</p>	<p>エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー安全保障の確保はいつの時代も我が国の最優先課題の一つです。</p> <p>周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。第7次エネルギー基本計画では、「我が国のエネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図るという、「S + 3 Eの原則」にある」と明記するなど、S + 3 Eの原則がエネルギー政策を進める上での基本原則であることを示しており、これは都市ガスの安定供給の観点からも同様です。</p> <p>自由化されたガス小売市場が健全に機能しているかについては、電力・ガス取引監視等委員会において監視を行っております。仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は特別な事後監視を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図ってまいります。</p> <p>さらに、日本のエネルギー市場では、外国企業・外国資本も原則として参入が認められていますが、外為法に基づく規制など一定の場合には規制が課されております。</p> <p>また、ガス導管事業は現在も規制されており、保安に必要な費用は認可申請の対象となる託送料金の原価にも計上されるほか、消費機器調査・危機発生防止周知についてはガス小売事業者、緊急時の対応とガス工作物の漏えい検査はガス導管事業者が担うなど、自由化以降もガス事業者において保安責任を担うこととして</p>

効率化を優先するあまり、災害時の復旧コストや設備投資が削減されることは、国土保全の観点から断じて容認できません。
意見： 指定解除後も、地震や津波などの災害時における供給復旧義務を、規制料金時代と同等以上の厳格さで維持してください。「自由化」がインフラの老朽化放置や保全意識の低下を招かないよう、保安・復旧体制の維持を公的に保証させる仕組みを求めます。

4. 不採算地域・過疎地における「供給格差」の防止

意見： 利益優先の経営判断により、採算の合わない地域へのサービス低下や撤退が行われないう、「ユニバーサルサービス」としてのガス供給の安定性を、国の責任において担保し続けてください。日本全国どこに住む日本人の健康・安全も等しく守られるべきです。

います。

今後とも、S + 3 E の原則に沿ってエネルギー政策を進めてまいります。